

非営利新型法人制度の創設について

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

① 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、**年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。**

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

あわせて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。

○ 新型法人設立の趣旨・期待できる効果としては、どのようなことが考えられるか。

(以下は議論のためのたたき台)

新型法人設立の趣旨

新型法人を設立し、既存法人の独自性を一定程度保障しながら、グループ全体に関する意思決定を一元的に行うことで複数の医療法人等を一体的に運営していくこととすると、これにより、地域の医療提供体制において医療法人等間の横の連携を強化し、競争よりも協調を進めることで、病床機能の分化・連携などを行い、地域包括ケアをさらに進めていくとともに、医療資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的に活用することで医療提供体制を確保することができるのではないか。

期待できる効果

以下の効果が考えられるのではないか。

○ 医療等サービスの向上（地域包括ケアの推進）

新型法人において、参加法人を含めた運営方針を決定し、医療資源等を効率的に活用することにより、地域住民に対する医療等のサービスを向上させる。

- ・ 当該患者の症状に合ったグループ内医療機関の相談・紹介
- ・ グループ内医療機関の患者情報の一元的把握
- ・ 退院支援・退院調整ルールの方策
- ・ 救急受入ルールの方策
- ・ 介護事業を行う株式会社に出資することによる介護事業の拡充
- ・ 在宅医療・介護事業に未参入の医療法人が事業を新たに実施（グループ内からノウハウ・資金を入手）

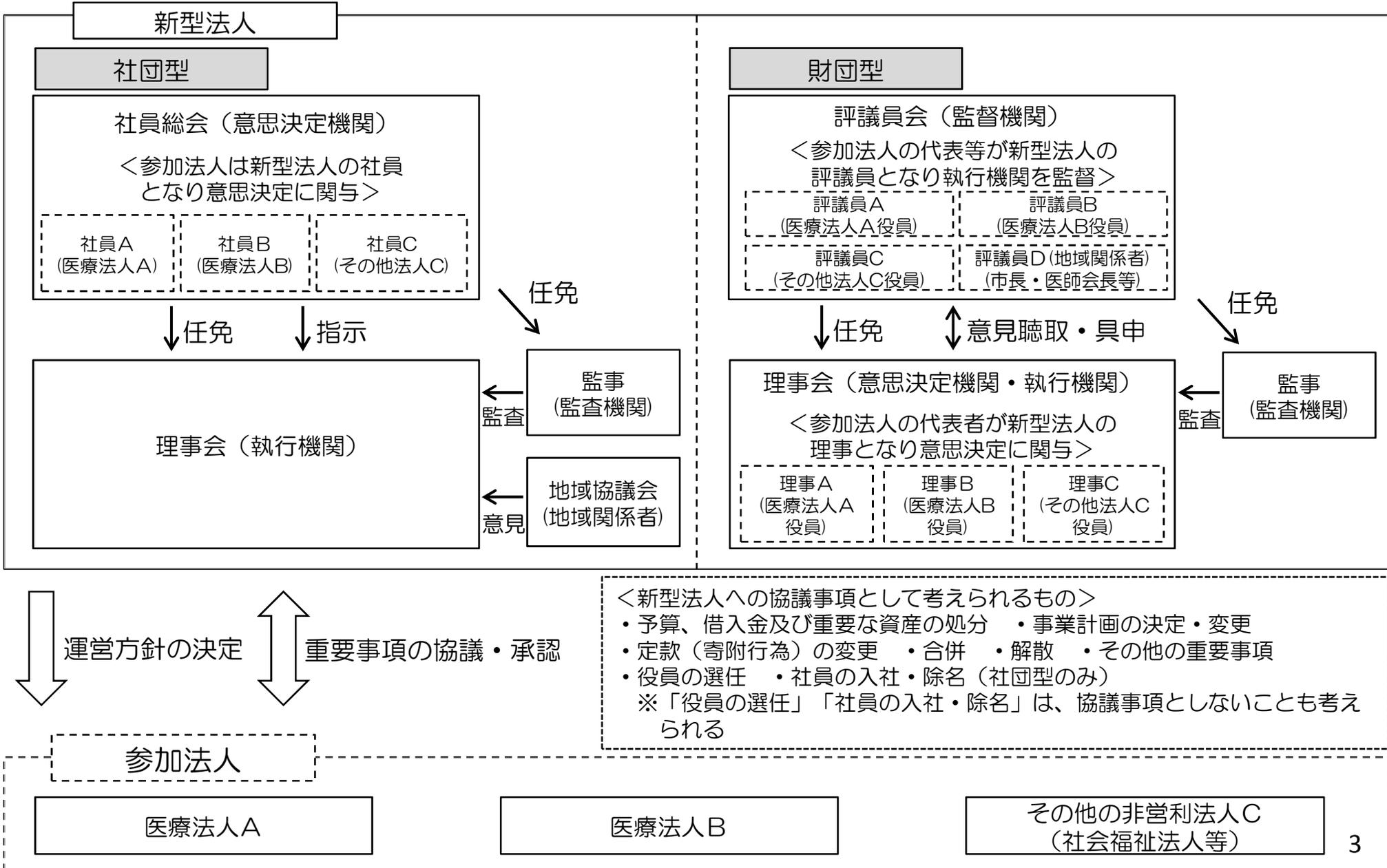
○ 法人の経営効率の改善等（医療提供体制の確保）

グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネを有効活用し、各法人の経営効率を改善させることで、医療提供体制の確保を図る。

- ・ グループ全体での採用・人事異動
- ・ グループ全体での従業員のキャリアパスの構築
- ・ 管理業務・共通業務の一括実施（統一システム、共同研修、共同物品購入、庶務等）
- ・ 医薬品等の共同購入・シーツのクリーニング等を一括で行う株式会社に出資して効率性を向上
- ・ グループ内の資金融通（貸付等）の実施
- ・ グループとしてのブランド力（信用力）の獲得

○ 新型法人制度のガバナンスとして、どのような仕組みが考えられるか。

(以下は議論のためのたたき台)



地域連携型医療法人制度（仮称）のポイントと論点

1. 事業地域範囲

○事業的範囲の考え方

- ・ 事業地域範囲については、二次医療圏を基本として、地域の医療事業を実施するのに適当な範囲を新型法人が定め、都道府県知事が認可する範囲とすることとしてはどうか

2. 対象範囲（参加者）

○複数法人の参加

- ・ 新型法人は、複数の法人等における統一的な事業実施方針の決定等を行う法人であるため、参加法人等は複数であることを前提とすることとしてはどうか

○参加法人等の範囲

- ・ 地域内の医療事業を実施する者については、法人・個人を問わず、対象とすることとしてはどうか
- ・ 地域内の介護事業を実施する者の参加について、どのように考えるのか

○二以上の事業地域範囲で病院等を開設している法人・自治体病院等の取扱い

- ・ 二以上の事業地域範囲で病院等を開設している法人については、多様な非営利法人が参加できるよう、新型法人と当該法人の事業実施方針が異なる場合の調整規定を設けた上で、対象を当該地域の病院に限って参加を認めることとしてはどうか

自治体病院等についても同様の取扱いとすることとしてはどうか

3. 法人ガバナンスの仕組み

○議決権の取扱い

- ・ 新型法人が社団である場合、現行の医療法人制度と同様に、社員総会では、非営利性を確保する観点から各社員一議決権とするが、理事については、新型法人の社員総会が選んだ者が就任することとしてはどうか
- ・ 新型法人が財団である場合、理事については、現行の医療法人制度と同様に評議員会が選んだ者が、評議員については、一般財団法人制度の取扱いを踏まえ、寄附行為で定める方法（評議員会の議決等）により選んだ者が就任することとしてはどうか

○参加法人等の統括方法

- ・ 新型法人は参加法人等を統括するが、参加法人等の該当事業に係る事業計画や予算等の重要事項についての関与の仕方としては、事項ごとに、参加法人等から新型法人に対する意見聴取・勧告を行うという一定の関与にとどまる場合と、協議・承認（不承認の場合の修正指示）を行うという強い関与の場合のどちらかを選択できることとしてはどうか

○新型法人の理事長要件

- ・ 新型法人の理事長要件については、どのように考えるのか

○参加法人等の加入・脱退

- ・ 新型法人への加入手続については、新型法人の定款で定めることとしてはどうか
- ・ 新型法人からの脱退については、貸付金の清算を条件として任意に可能とすることとするが、新型法人の定款等で脱退手続を定めることも可能とすることとしてはどうか
- ・ 新型法人の定款等で脱退手続を定めた場合でも、やむを得ない理由がある場合には、いつでも脱退可能とすることとしてはどうか

○地域協議会の開催

- ・ 新型法人が社団である場合、地域関係者の意見を法人運営に反映するため、新型法人において地域の関係者で構成する地域協議会を開催し、新型法人へ意見具申できることとしてはどうか

○地域関係者の評議員及び理事への任命

- ・ 地域関係者の意見を法人運営に反映するため、財団たる新型法人においては、地域関係者を評議員の一定割合以上に任命するとともに、社団及び財団たる新型法人においては、地域関係者を理事に任命することとしてはどうか

4. 新型法人の非営利性の確保

○新型法人における剰余金の配当禁止

- ・ 新型法人における剰余金の配当については、現行の医療法人制度と同様に、禁止することとしてはどうか

○残余財産の帰属先の制限

- ・ 新型法人の残余財産の帰属先については、現行の医療法人制度と同様に、国や地方公共団体等に限定することとしてはどうか

5. 新型法人の業務内容

○統一的な事業実施方針の決定

- ・ 新型法人は、医療法人の横の連携を強化し、競争よりも協調を進めることを目的としているため、複数の法人等における統一的な事業実施方針の決定を新型法人の主な業務とすることとしてはどうか

○新型法人自身による病院等の経営

- ・ 新型法人自身が病院等を経営することについては、どのように考えるのか

○参加法人等の共通業務や管理業務等の実施

- ・ 法人全体の経営の効率化を図るため、法人全体におけるキャリアパスの構築、医薬品等の共同購入、参加法人等への資金貸付等を実施できることとしてはどうか
- ・ 参加法人等への資金貸付等については、貸付だけを認めることとし、贈与については税法上の取扱いを考慮して認めないこととしてはどうか

○参加法人等からの管理運営経費の徴収

- ・ 参加法人等から新型法人の管理運営に要する経費を徴収することについてはどのように考えるのか

○関連事業を行う株式会社への出資

- ・ 新型法人は、原則として出資はできないこととするが、関連事業（介護事業・医薬品等の共同購入等）を行う株式会社への出資について、一定の条件を付することも含めてどのように考えるのか

6. 新型法人の透明性の確保

○外部監査の実施・財務諸表の公告

- ・ 新型法人は、複数の法人における統一的な事業実施方針の決定等を行う法人であり、その活動は地域医療へ大きな影響を及ぼすことから、透明性を確保するため、公認会計士等による外部監査の実施やホームページ等による財務諸表の公告を義務付けることとしてはどうか